

知っておきたい FRINGE BENEFIT TAX

FRINGE BENEFIT TAX (FBT) とは何か、そして 2020 年度以降に変更が見込まれる留意すべき点についてご紹介します。

FBT とは？

FBT とは、現金以外のベネフィットや特定の現金手当を従業員や親族などの関係者に支給した場合に、雇用主に課せられる税金です。FBT の主な目的は、各従業員が雇用主からFRINGE BENEFIT TAX 相当額を給与などという形で金銭受領していた場合に、個人所得税上課税対象とされるべき額について、そのベネフィットを支給した雇用主に対し個人所得税の最高税率に相当する税率で課税することです。FBT が一見懲罰的な税金と見られるのはこのためで、基本的に実際支給したベネフィットとほぼ同額が FBT として課せられることとなります。日系企業が一般的に支給している FBT 対象ベネフィットは、以下のようなものが挙げられます。

- 従業員による私的利用（通勤を含む）が可能な社用車の支給
- 就業時間中に従業員へ提供される駐車場スペース（会社敷地内外問わず）
- 特定の費用負担や現物支給（例：経費の立替精算、物品・サービスの直接支給など）
- 市場レートより低金利のローン貸付、返済免除（特に給与が誤って過払いされた場合に発生）
- 交際費（ゴルフや会食を含む）

- 出向や駐在員手当(例:家賃、光熱費など)
- 個人所得稅申告で雇用主が代わりに支払った納稅額

FBT が、従業員の給与や報酬から差し引かれる源泉徴収税とは、まったく異なる税であることを理解しておきましょう。

2020 年度の FBT 変更点

■ タクシーの定義が改定される見通し

現在、従業員によるタクシーの利用は「従業員の勤務地を乗車または降車地点とする片道移動の場合、または従業員の病気もしくは負傷の場合」に FBT 免除の対象となります。現行の FBT 規定における「タクシー」の定義は、「タクシーとして営業許可を与えられている車両」となっています。しかし、この定義では同区間の移動にライドシェア車両を利用した場合に FBT 免除の対象となるかが明確ではありませんでした。19 年 12 月 5 日、ATO や大手会計事務所、雇用主などの主な利害関係者の協議や諮問を経て、FBT 上における「タクシー」の定義の不明瞭な点を見直す法案が議会に提出されました。

この改定案では、現行の「タクシー」の定義を撤廃し、「タクシートラベル(タクシーやライドシェアを利用した移動)」という定義を新しく追加、そして FBT 評価法において「タクシー」と記述されている箇所全てを「タクシートラベルに使用された車両(リムジンを除く)」と置き換えることを提案しています。ただし、リムジンを利用した移動については、今まで通り FBT 控除の対象となりません。リムジン車のような豪華な車両での移動は明確に控除対象から除外されています。

これらの改正案が承認されれば、20 年の FBT 課税年度から適用されることになります。つまり、リムジン以外のライドシェア車両の利用が、20 年課税年度から FBT 税免除の対象となります。20 年 1 月の時点では、改定案の審議に進捗がない状態でしたが、承認の妨げとなるような課題も特にないため、可決される見通しです。したがって FBT 対象となる日系企業としては、今から 20 年の FBT 課税年度中に従業員が利用した移動手段に関する情報を整理しておき、新しい「タクシートラベル」の定義に当てはまらないものがあれば区別できるようにしておくことをお勧めいたします。

■ 有料道路使用料金の評価方法

19 年 8 月、ATO は FBT の課税対象となる私的利用(通勤を含む)で発生した有料道路使用料についての評価・記録方法を明確にしたガイドラインを発表しました。FBT 対象となるベネフィットは従業員への支給方法により、「経費負担FRINGEベネフィット」もしくは「その他のベネフィット」と分類されます。ただし、業務のみを目的として道路を利用する場合(Business Purpose)には、使用料は FBT 対象額には含めません。また、使用料の発生時に従業員が FBT 対象外となる車両を運転していた場合や使用料が少額及びまれで不規則なものだとみなされる場合は FBT 免税の対象となります。

ATO は、FBT 課税対象額を評価する方法として以下の 3 つの方式を示しています。第 1 番目に挙げられている「実際の支払額」方式では、会社が実際に支給した個々の道路使用料のうち、私的利用であるものが課税対象となります。この方式では、証拠資料として各道路利用のレシート、電子タグ(e-TAG)の記録、行程表や出勤記録など細かな情報を保管しておく必要があります。

第 2 番目に挙げられる「私的利用パーセンテージ」方式では、私的利用の割合を算出するために、4 週間以上のサンプル期間を抽出し、道路利用の詳細を記録する必要があります。算出した割合に FBT 課税年度の道路使用料金総額を掛けたものが FBT 対象額となります。すでにログブックで従業員による社用車の

私的利用割合を FBT 課税年度単位で算出している事業主は、同じ割合を道路利用料金の年間総額に適用することができます。

第 3 番目に挙げられる「従業員ごとの平均道路利用額」方式は、同じ社用車が複数の従業員により利用される場合に最も実用的な方式といえます。電子タグの記録や行程表、従業員の出勤記録などの情報を元に、事業者が従業員ごとに道路利用額の私的利用割合について就業週平均を算出し、それを年間の道路利用料金の総額に適用します。

民営駐車場の定義の見直し(21 年の FBT 年度より適用予定)

ATO による税通達のドラフト発表により、「民営駐車場(Commercial Parking)」の定義に関する ATO の見解が見直されることが明らかになりました。雇用主が従業員に対し社内外を問わず終日使用できる駐車場を支給しており、1 キロ以内に「民営駐車場」がある場合、一定の基準を満たすと「Car Parking Benefit」が発生します。以前の見解では、空港、商業施設、ホテル、病院、大学などの駐車場が「民営駐車場」の定義に含まれていませんでしたが、税通達のドラフトではこの見解が見直されることになりました。新たな見解は税通達が最終化された場合、20 年 4 月 1 日(21 年の FBT 年度)より適用される見通しです。税通達のドラフトでは、空港など終日駐車以外が主で終日駐車に対し高い料金が設定している駐車場や病院など利用者を限定している駐車場などでも終日駐車(午前 7 時から午後 7 時までの時間帯で 6 時間以上の駐車)が可能な場合には「民営駐車場」として扱われるとしています。また、公共に提供されている駐車スペース 1 台分から「民営駐車場」として扱われるため、オフィスやアパートの空いている駐車スペースを個人や企業が営利目的でアプリを利用して貸しているケースなども含まれています。

現在、勤務時間に駐車できる駐車場を従業員へ支給しているが「Car Parking Benefit」に対し FBT を支払っていない場合でも、税通達のドラフトで提案されている変更が適用されると新しく FBT 課税対象額が生じる可能性が出てきます。特に、空港もしくは病院の近くにオフィスがある企業は、税通達が FBT 課税対象額に及ぼす影響について早急に調査することを推奨いたします。また郊外で事業を展開している企業は、新たな見解により FBT 課税対象額が上がり過ぎないように、駐車場料金の市場価格をベースとした FBT 課税対象額の算定法の適用を検討することをお勧めします。

FBT の計算方法

FBT 算出に当たり、まずは課税対象となるベネフィット額に対しグロスアップ率を適用します。

20 年 FBT 課税年度(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日)のグロスアップ率及び税率は下表の通りです。

率		対象額
タイプ 1 グロスアップ率 GST の仕入税額控除が可の場合	2.0802	課税対象ベネフィット額(GST 込み)
タイプ 2 グロスアップ率 GST の仕入税額控除が不可の場合	1.8868	課税対象ベネフィット額
FBT 税率	47%	グロスアップした課税対象額

FRINGE BENEFITには多くの種類があり、さまざまな免除規定や優遇措置、評価法・計算方法が設定されています。そのため、FBT 申告を正確に行うには、FBT の課税規定を正確に理解する必要があります。理解が不十分であると、法令違反や FBT の過少払いや過剰払いといった問題につながりかねません。

FBT 申告における課題

FBT 規定は非常に細かく複雑で、適切なコンプライアンス対応を行うに当たりかなりの労力を要します。一般的によくみられる FBT 申告の課題を以下に説明します。

■ 少額ベネフィット免除の適用

少額ベネフィット免除 (Minor Benefits Exemption) は、一度につき支給されるベネフィットが 300 豪ドル未満、かつ支給がまれで不規則な場合に適用することができます。この免除適用について留意すべき点は例えば、従業員が取引先と 1 人当たり 300 豪ドル未満の会食に参加したとしても (注 1)、免除を適用するには会食が「まれで不規則 (infrequency and irregularity)」であるという条件も満たす必要であるということです。そのため、FBT 年度内に同従業員がその他の会食に何回参加したかを確認する必要があります。また、この「まれで不規則」であるかという判断には、明確なルールはありませんので各納税者による適切な判断が求められます。

(注 1) 少額ベネフィット免除は、事業主が実費用方式で会食費を評価している場合のみ適用可能で、50/50 分割方式が使用された場合は適用されないの留意してください。

■ 記録の保管

他の税務申告と違い、FBT 申告書の作成にはさまざまなソースからデータを収集する必要があります。給与関連情報以外にも買掛金勘定やその他のデータ (例: 従業員の社用車使用記録、出向契約書、請求書の詳細など) を精査し、従業員の宣誓書、雇用主の計算方法選択書が必要な場合もあります。必要書類がそろわなければ、FBT 課税額が大幅に増えることもあります。またデータは、課税対象となる行為または取引の日から起算して 5 年間の保管義務があります。

■ 申告期限

申告期限の短さも大きな負担となります。雇用主は、FBT 年度末である 3 月末から 2 カ月未満という極めて短期間で FBT 申告を完了する必要があります。20 年度の FBT に関しては、20 年 5 月 21 日が申告及び納付の期限です。EY のようなタックスエージェントを利用する場合は、納付期日を 20 年 5 月 28 日、そして申告期日を 20 年 6 月 25 日まで延長することが可能となります。

データの重要性

FBT 申告において、すべての基本となるのが「データ」です。申告課題のほとんどは関連のデータが効率よく管理できていれば解決できるものです。

■ FBT の削減

FBT の削減が可能となる分かりやすい例として従業員に支給した会食費が挙げられます。しっかりとしたデータ (場所や参加人数、従業員毎の年間の会食参加頻度など) 管理を行うことで、会食費を実費用方式を使

って評価することが可能となり、一般的に使われている 50/50 分割方式より FBT を大幅に削減できる場合があります。

■ ATO による監視強化

近年、ATO はシングル・タッチ・ペイロールを始めとした IT システムの改善及びプロセスのデジタル化を推進しており、これにより FBT 申告書内容を ATO が保有する各種データと比較したり、同業他社のデータとのベンチマーキングを行うことで、簡単に異常値を特定することが可能となっています。この分析次第では税務調査につながることもありますので、可能な限り FBT 申告書作成の基となる情報を適切に会社の記録としてまとめておく必要があります。

FBT の税務データ管理について

FBT の税務手続きを的確に管理するためのポイントをご紹介します。

◆チェックリストの作成・レビュー

FBT 申告書作成に必要な情報源のチェックリストを作成し、全ての情報がそろっていることを確認しましょう。前年度の FBT 申告データは、チェックリストを作成する際にとっても参考になります。ただし、新しいFRINGE BENEFITの支給や新たな FBT 規定の導入などにより年度ごとに状況は変わるので、前年度の申告データだけを参照するのは避けましょう。例えば、昨年「Car Parking Benefit」が申告されていなかったからといって、適切な確認なしに今年度も申告が必要ないと結論付けることは避けましょう。

◆関連書類の保管

FBT 申告書作成時に使用したデータの情報源についての詳細な記録や、FBT 申告に関して重要な判断（例：少額ベネフィット免除を適用したかどうかなど）がなされた際の経緯の記録、計算方法選択書や宣誓書を保管しましょう。これにより、税務調査の際 ATO への対応を迅速に行うことが可能となり、また仮に FBT 申告の担当者が退職した場合も来年度以降の申告に向けた準備を円滑に行うことが可能となります。

◆データ管理と整理のスパンを短縮

FBT 関連データの収集・レビューは年度末にまとめて行うのではなく、年間を通してより短いスパンで（例：四半期ごとなど）行うことを推奨します。これにより、年度末の業務量が軽減され、また問題点の早期発見ができるため、FBT の削減につながる可能性があります。

◆タックスエージェントの利用

FBT 申告書の作成またはレビューをタックスエージェントに委託することで、対処すべき問題や、FBT 削減につながる免除措置や優遇措置が特定される可能性があります。また、FBT 申告期限の延長が可能となります。

FBT ロボティックスの活用によるプロセスの簡略化

EY を始めとするプロフェッショナルサービスの提供者は、FBT 申告に必要な大量の情報を瞬時に処理できる AI を駆使したロボティックスなど、次世代のテクノロジーへの投資・開発を行っています。これらのテクノロジーは、FBT 申告の準備にかかる時間を大幅に短縮し、プロセスの簡略化を可能にします。例えば、記帳や買掛金勘定などのファイルから自動的に FBT 申告の対象項目を選出し、即座にレポートを作成することもこれらのテクノロジーを駆使すれば可能となります。また大量のデータの中から、FBT の免除規定対象項目や優遇措置対象項目などを洗い出すことも可能となります。

※本稿は 2020 年 2 月に執筆されたものです。出版時の時点で適用される一般的な情報を提供する目的で作成されており、法的助言を行うものではありません。本稿の内容に関連する事項については、正式な法的助言を別途受けた上で判断される必要があります。



新井泰弘
EY ジャパン・ビジネス・サービス
雇用関連税務・個人所得税申告

ピープル・アドバイザー・チームでシニアコンサルタントを務め、日系企業の窓口を担当。豪州の税務全般と法人会計管理業務の経験があり、特に個人所得税申告や雇用関連税務の知識、経験が豊富

EY ジャパン・ビジネス・サービス コンタクト

Sydney/Melbourne



篠崎純也 Junya Shinozaki
Director
JBS NSW Leader
+61 2 9248 5739
junya.shinozaki@au.ey.com

Sydney/Brisbane



渡辺登二 Toni Watanabe
Director, Tax
+61 2 9248 4771
toni.watanabe@au.ey.com

Sydney



カーンズ裕子 Yuko Kearns
Director, Tax
+61 2 9248 5518
yuko.kearns@au.ey.com

Perth



井上恵章 Shigeaki Inoue
Director, Tax
JBS Perth Leader
+61 8 9217 1296
shigeaki.inoue@au.ey.com



パトリック ジャイルズ・ジョーンズ
Patrick Giles-Jones
Director, Transfer Pricing
+61 2 9248 4170
Patrick.giles-jones@au.ey.com



近藤 貴輝 Takaki Kondo
Senior Manager, Assurance
+61 8 9222 8715
takaki.kondo@au.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 Ernst & Young, Australia.
All Rights Reserved.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.